



平成 27 年 3 月 13 日

各 位

株式会社プロスペクト（旧：株式会社グローベルス）  
代表取締役社長 カーティス・フリーズ  
（コード番号：3528 東証第 2 部）  
問い合わせ先 代表取締役常務 田 端 正 人  
電 話 番 号 03(3470)8411(代表)

## 豊商事株式会社株式（証券コード 8747）に対する公開買付けに係る当社の方針についてのお知らせ

当社は、平成 27 年 3 月 4 日開示の「豊商事株式会社（証券コード 8747）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」（以下、「3 月 4 日付お知らせ」といいます。）においてお知らせしておりますとおり、平成 26 年 12 月 25 日開催の取締役会において、豊商事株式会社（以下、「対象者」といいます。）の普通株式を公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議し、平成 26 年 12 月 26 日から本公開買付けを実施し、平成 27 年 3 月 3 日をもって本公開買付けを終了しました。その結果、対象者株式 626,000 株（対象者の総株主の議決権の数に対する割合 7.62%(注)）を取得いたしました。

その結果を踏まえた当社の方針について、本公開買付けに係る目的の達成可能性、ならびに当社が本公開買付けにおいて取得した株式の処分に係る出口戦略等を慎重に検討してまいりましたが、当社は、本日付で会社法 370 条に基づき、取締役会の決議に替わる書面の同意により、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 方針

本公開買付けにおいて意図していた、対象者の発行済株式総数の過半数を取得することにより、グループとして金融商品取引業へ参入すること、ならびに、資本提携等に基づき対象者および当社が協力して商品開発を進めることを含む、意図していた対象者との連携に係る一切（対質問回答報告記載内容ほか一連の当社開示資料記載内容を含む。）について断念いたします。

それに伴い、現在保有する豊商事株式の全部（626,000 株）につきましては、速やかに売却による処分を行うことといたします。その具体的な内容につきましては本日開示の「豊商事株式会社株式の株式売却に関するお知らせ」をご参照されたくお願いいたします。

#### 2. 理由

次の理由により、前項方針を決定いたしました。

- (1) 本公開買付け実施後、平成 27 年 1 月 16 日付で、対象者から「株式会社プロスペクトによ

る当社株券に対する公開買付けに関する意見表明（留保）のお知らせ」が開示され、それに対して当社からの対質問回答報告（平成 27 年 1 月 23 日付「当社による豊商事株式会社株券等に対する公開買付けに係る対質問回答報告書提出のお知らせ」ご参照ください。）を提出し、併行して対象者経営陣との対話の機会をいただきましたが、結論として平成 27 年 1 月 30 日付で、対象者から、本公開買付けに対して反対の意見表明がなされました（平成 27 年 1 月 30 日付対象者開示の「株式会社プロスペクトによる当社株券に対する公開買付けへの反対の意見表明のお知らせ」をご参照ください。）。

- (2) 本公開買付けにおける当社の取得株数は 626,000 株（株券等所有割合 7.62%）にとどまり、また対象者との協議についても芳しい結果が得られなかったため、資本業務提携等を模索することは困難であるとの判断に至りました。
- (3) かかる状況下、本公開買付けにおいて当社が取得した対象者株式について継続保有する意義が薄れつつあるところ、対象者の主要株主かつ筆頭株主であるあかつきフィナンシャルグループ株式会社（証券コード 8737、以下、「あかつきフィナンシャルグループ」といいます。）と協議した結果、当社が保有する対象者株式の全部についてあかつきフィナンシャルグループへ売却することにより、いわば本公開買付けの出口戦略としてのめどをつけることができました。なお、当社の取締役であるヘンダーソン・ドミニク・マシューは、豊商事の筆頭株主であるあかつきフィナンシャルグループの取締役を兼任しているため、公正性及び客観性を高め、利益相反を回避する観点から、議決に加わることができない取締役に該当するものとして、同氏からは取締役会の決議に替わる書面による同意は取得しておりません。

### 3. 今後の見通し

平成 27 年 3 月期における当社連結業績に与える影響は軽微であります。

以 上

- (注) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成27年2月13日に提出した第59期第3 四半期報告書に記載された平成26年12月31日現在の総株主の議決権の数（1単元の株式数を1,000株として記載されたもの）です。ただし、単元未満株式についても本公開買付けの対象としていたため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、同四半期報告書に記載された平成26年12月31日現在の対象者の総株主の議決権の数（8,196個）に、同四半期報告書に記載された同日現在の対象者の単元未満株式22,472株から、同四半期報告書に記載された同日現在の対象者が所有する単元未満自己株式309株を控除した22,163株に係る議決権の数である22個を加えて、対象者の総株主等の議決権の数を8,218個として計算しています。